

スポーツ活動中、もしもの事故やケガのときは…

ジュニスポ補償制度のご案内

本制度ご加入団体へ在籍の方は、以下の一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク「ジュニスポ補償」が適用されます。おケガ等で通入院が必要となった場合は、速やかにジュニアスポーツライフネットワーク事務局までご連絡ください。

【補償内容】

安全補償 制度

スポーツ活動に伴う様々な
リスクに備える補償制度です

このような場合に
補償します

活動中の
事故

天災事故

賠償金補償
サービス

ジュニアスポーツライフネットワーク福利厚生規定第10より抜粋

事案毎の補償金額は

①活動参加者が原因から180日以内に死亡した場合、最高1000万円

②活動参加者に原因から180日以内に後遺障害あるいはそれに準じる結果が残存した場合、後遺障害の程度等に応じて、最高1000万円

③活動参加者が入院した場合、原因から180日以内のもの 最長60日間、日額4000円

④活動参加者が通院した場合、原因から180日以内のもの 最長7日間、日額1500円

※お支払い額は医療機関にかかった日数×1500円となります。

【賠償金補償サービス】

①対人補償1名：1億円、1事故につき最高5億円 ②対物補償1事故につき最高5000万円

◆補償額について

災害補償サービス				賠償金補償サービス	
ケガ等による死亡	後遺障害	入院日額	通院日額	賠償(免責:0円)	
				対人	対物
1,000万円	最高1,000万円	4,000円	1,500円 <small>※ギブス等、器具の装着期間は補償対象外</small>	1名:1億円、 1事故:5億円	1事故 5,000万円

【対象事例】

- ◇活動時（練習や試合など）のお怪我
 - ・試合時の接触プレーで転倒した際に手首を骨折してしまった。
- ◇天災事故によるお怪我
 - ・地震の揺れによって落ちてきた物が当たり、負傷した。
- ◇活動場所⇄自宅の往復時のお怪我
 - ・自転車を使用して練習会場へ向かう道中に転倒し、腕を骨折した。
- ◇特定疾病（※）にかかった場合
 - ・練習時に熱中症になってしまい、病院を受診した。
※特定疾病… 心筋梗塞や心不全等の急性心疾患、くも膜下出血や脳内出血等の急性脳疾患、
気胸や過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、
日射病や熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症
- ◇活動中に起こった物損事故（第三者の所有物に限る）
 - ・野球の練習中に打ったボールがフェンスを越えて民家の窓ガラスを破損してしまった。
 - ・チームの活動場所（練習や試合など）としている施設等の破損は補償金額上限が3万円までとなります。

【対象外事例】

- ◇受傷の起因が明確とならないお怪我
 - ・練習時、足に痛みを感じ受診したところ疲労骨折と診断。
※野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、シーバー病、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、
椎間板ヘルニア、グロインペイン症候群、シンスプリント、インピンジメント症候群、
TFCC損傷、靴ずれ、成長痛など、その他の炎症もスポーツ等を継続してきた
（オーバーユース）結果として発症している症状は補償の対象とはなりません。
- ◇クラブ関係者（指導者・選手・保護者・親族）が所有する物に対する物損事故
 - ・サッカーの練習中に蹴ったボールが顔に当たり、眼鏡が壊れてしまった。
 - ・会場に隣接する駐車場に停車していた保護者の車にボールが当たり、車体がへこんでしまった。
※物損事故に関しては、あくまでも第三者（クラブとは無関係の方）が所有している物に
損害を与え、賠償責任が生じた場合のみ対象となります。

注意事項：各種申請は、事故発生日より180日以内の申請が必要です。180日以内に申請をいただいた案件は、補償期間中（事故発生日より1年未満）に完了報告_請求申請のお手続きをお願いいたします。

【ご請求方法】

おケガ等で通入院が必要となった場合には、ホームページより速やかに事務局までご連絡ください。

ホームページ：<https://stgp.jp/js/>

【ご連絡先】

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク事務局 [受付時間] 10:00~17:00 月~金（平日は除く）

TEL：0120-19-3704 FAX：045-383-8291 MAIL：info_js@stgp.jp